

令和8年4月吉日

お客様各位

株式会社ケイシン  
代表取締役社長 峰重 文弘

燃料サーチャージ制度導入に関するお願い（ご案内）

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知の通り、現在、世界的な原油価格の高騰が続いております。特に昨今のアメリカ・イラン間の緊張状態の激化に伴い、中東情勢の不安定化がエネルギー供給に深刻な影響を及ぼしており、燃料価格はかつてない水準で推移しております。

弊社におきましても、これまで徹底したコスト削減や配送効率の向上に努め、運賃の維持に尽力してまいりました。しかしながら、自助努力のみでこの急激なコスト上昇分を吸収することは極めて困難な状況に立ち至っております。

つきましては、今後も安定的な輸送品質を維持し、お客様への供給責任を果たし続けるため、誠に不本意ではございますが、下記の通り「燃料サーチャージ制度」を導入させていただきたくお願い申し上げます。

なお、本制度は燃料価格の上昇分を補填することを目的としており、市場価格が基準単価を下回った場合には、サーチャージの請求は一切行いません。

何卒、諸般の事情をご賢察いただき、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 制度導入日

2026年5月1日のご利用分より適用させていただきます。

2. 適用時期

2026年5月末日以降のご請求分より適用いたします。

（10日・15日・20日・25日・末日の各締切日に準じます）

3. サーチャージ算出基準

・基準燃料価格：120円/ℓ

・適用条件：経済産業省が毎月公表する「石油製品価格調査」の数値が120円を超過した場合のみ適用いたします。120円以下の場合には、サーチャージの請求は発生いたしません。

・改定頻度：毎月の公表数値に合わせ、月単位でサーチャージ料金を変動・適用させていただきます。

4. 具体的な算出方法

詳細な算出根拠につきましては、別紙「燃料サーチャージ算出基準の考え方」をご参照ください。

以上

## 【別紙】燃料サーチャージ算出基準の考え方

お客様に本制度へのご理解を深めていただくため、弊社の運営実態に基づいた算出根拠を以下の通り開示いたします。

### 1. 算出の基本方針

弊社の事業運営における「平均月間総売上高」に対する「平均月間総軽油使用数量」の比率を基準として算出しております。

### 2. 燃料価格上昇による影響の試算

弊社の過去の運行実績および燃料消費実績に基づき、燃料価格が1円変動した際のコスト増減を分析した結果、運賃総額に対する影響率は1円あたり0.0333%と算出されました。

### 3. 燃料サーチャージ算出マトリックス表

上記の影響率（1円あたり0.0333%）を基に、経済産業省が公表する毎月の燃料価格に応じた請求率を以下の通り設定いたします。

軽油価格(1ℓあたり)	燃料サーチャージ請求率	軽油価格(1ℓあたり)	燃料サーチャージ請求率
120円以下	請求なし	211円～220円	3.4%
121円～130円	0.4%	221円～230円	3.7%
131円～140円	0.7%	231円～240円	4.0%
141円～150円	1.0%	241円～250円	4.3%
151円～160円	1.4%	251円～260円	4.7%
161円～170円	1.7%	261円～270円	5.0%
171円～180円	2.0%	271円～280円	5.3%
181円～190円	2.4%	281円～290円	5.7%
191円～200円	2.7%	291円～300円	6.0%
201円～210円	3.0%	301円以上	別途協議

弊社は今後も透明性の高い価格運用に努め、情勢が沈静化した際には速やかに料金へ反映させることをお約束いたします。

### 4. 請求サーチャージ請求率のお知らせ

毎月の請求サーチャージ請求率につきましては弊社、ホームページの新着情報欄にてご確認ください。

<https://www.keishin.jp/news/index.php>